

安全安心都市特別委員会
平成 24 年 4 月 23 日
消 防 局

津波からの避難に関するガイドラインの改訂について

平成 23 年 8 月に策定した「津波からの避難に関するガイドライン」について、神奈川県の浸水予測の見直しに伴い、次のとおり改訂しました。

1 主な改訂内容

(1) 参考とする地震

23 年 8 月に策定した時点では、「元禄型関東地震」で本市に最大の津波高及び浸水域が予測されるとしていました。しかし東日本大震災を受けて、神奈川県が改めて検証を行った結果、本市に最大の津波高・浸水域が予測されるのは「慶長型地震」との結論が出たため、モデル地震を変更します。

(2) 避難対象区域

次の 2 つの区域を新たな避難対象区域とします。

① 慶長型地震による浸水予測区域

② 河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証(※)において、浸水の可能性があるとした区域

※ 県の検証手法を基本として、代表的な 9 河川について、より詳細な地形データや計算メッシュを用いて検証を実施

(計算メッシュ：県 12 メートルメッシュ → 市 6 メートルメッシュ)

2 ガイドラインの記載内容

(1) モデルとした津波について

本市に最大の津波高・浸水域が予測された「慶長型地震」を基本

(2) 避難の考え方

ア 避難勧告・指示の発令基準

イ 避難対象区域

ウ 避難場所の高さの目安

※本改訂による避難する高さの目安等に変更なし。(海拔 5 m 以上の高台又は頑丈な建物の 3 階以上)

(3) 津波への備え(自助・共助)

ア 自らできる津波避難対策

イ 地域などにおける津波避難訓練

(4) その他

ア 本市の津波避難対策について

イ 用語の解説

ウ よくある質問

(5) 避難対象区域図及び避難対象区域が含まれる町丁一覧

津波からの避難に関するガイドライン

《 第 2 版 》

平成 24 年 4 月

横浜市消防局危機管理室

はじめに



平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により、東北地方や関東地方など広い範囲で甚大な被害が発生しました。本市においても、発災当日には多くの方々が帰宅困難者となられたことをはじめ、液状化現象による被害などもありました。

今回の震災で大きな被害が発生した原因は、何よりも、史上最大級とも言える津波の襲来です。東北地方を中心に、多くの尊い命が奪われ、家屋が倒壊し、電気、上下水道、ガスなどのライフラインにも壊滅的な被害がありました。大震災後、私も仙台市を訪問し、人々の生活全てを飲み込んでしまった惨状を目の当たりにして、改めて津波の破壊力のすさまじさを肌で感じたところです。

本市では、幸いにも津波による被害はありませんでしたが、震災は今後もいつ何時発生するかわかりません。港とともに発展してきた横浜にとって、津波からの避難対策を早急に講じる必要があります。

その対策のひとつとして、津波が発生した際に、まずは市民の皆様が自らの安全確保のため迅速適切な避難行動をとっていただきたいという思いから、複数の学識経験者の方より御意見を伺い、平成 23 年 8 月に、このガイドラインの初版を作成しました。

その後も、神奈川県の津波浸水想定の見直しや、河川遡上による影響について、本市が行った検証結果などを踏まえた津波避難対策の検討を進め、このガイドラインについても見直すこととし、修正を行いました。

万一の津波発生時はこのガイドラインに基づき避難してくださいますようお願いいいたします。

横浜市長 林 文子

目 次

I	ガイドライン作成にあたりモデルとした津波	1
II	津波から身を守るために（避難の考え方）	
1	避難勧告・避難指示	2
2	避難対象区域	3
3	より早く、より高い場所への避難	4
III	津波への備え	
1	自宅や職場などで自らできる津波避難対策	6
2	地域や職場における津波避難訓練	8
IV	その他	
1	横浜市の津波避難対策	9
2	用語の解説	10
3	よくある質問	12

別紙1－1～6 「避難対象区域図」

別紙2 「浸水予測区域が含まれる町丁名一覧」

【ガイドライン策定にあたり御意見を伺った学識経験者（あいうえお順）】

柴山 知也 教授（早稲田大学理工学術院社会環境工学科）

原田 賢治 准教授（静岡大学防災総合センター）

藤間 功司 教授（防衛大学校システム工学群建設環境工学科）

山本 吉道 教授（東海大学工学部土木工学科）

※本ガイドラインは、今後、国や県から示される新たな知見や方向性など、また、本市での検討結果などを踏まえ、必要に応じ修正・改訂等を実施していきます。

I ガイドライン作成にあたりモデルとした津波

本ガイドラインの作成にあたっては、原則として、平成23年度に神奈川県が想定した津波のうち、横浜市にとって浸水面積及び浸水深が最大となる「慶長型地震」による津波をモデルとしました。

※神奈川県は、津波の浸水想定を見直すにあたり、避難対策を検討することを目的に、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として、12の地震について検証を行っています。

【新たな「神奈川県津波浸水予測図」について】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>

	慶長型地震
マグニチュード	8.5相当
予測される最大津波高	約4.0メートル
満潮時に到達する海抜【注】	約4.9メートル

【注】満潮時(横浜港の朔望平均満潮位=東京湾平均海面(T.P.)+0.9m)に津波が到達する海抜

II 津波から身を守るために（避難の考え方）

～津波避難の基本～ より早く、より高い場所への避難

1

避難勧告・避難指示

本市では、原則として、津波警報(津波)が発表された場合は避難勧告、津波警報(大津波)が発表された場合は避難指示を発令することとします。

ただし、気象庁からの情報や津波の到達状況などから、津波警報(津波)の発表でも避難指示、津波注意報の発表でも避難勧告を発令する場合があります。

《避難勧告・指示等の基準》

避難区分	津波予報の種別	予想される津波の高さ
避難勧告	津波警報（津波）	1 m、2 m
避難指示	津波警報（大津波）	3 m、4 m（6 m、8 m、10m以上）

※ 現在、気象庁が津波警報の発表基準等に関する見直しを実施しています。今後、気象庁の見直しを受け、本市の避難勧告・指示の発令基準も見直す予定です。

- ◆ 避難勧告は、市民の生命、身体を災害から守るため、災害対策基本法第60条に基づき、津波警報や地震の震度などの内容や状況から災害発生の危険性が高まったと総合的に判断した場合に、避難対象区域を指定して市長が発令します。
- ◆ 避難指示は、避難勧告より拘束力が強いものであり、避難勧告と同じ目的で、危険度や緊急度が高い場合に、発令します。
- ◆ 避難勧告・指示は、津波警報伝達システム、防災情報Eメール、緊急速報メール、サイレン、広報車、報道機関への発表、地域への連絡などあらゆる手段を活用して、市民の皆様にお知らせしますので、みやかに避難してください。

《情報に対する心構え》

地震の揺れにより、避難勧告・指示を伝達するために必要な情報伝達機器が壊れるおそれや、道路の損壊・渋滞などにより広報車が活動できない場合、更には、観測機器などの損傷により、津波警報等自体が発表されない可能性もあります。

また、1993年の北海道南西沖地震のように津波警報が出される前に、津波が到達した事例もあります。

そのため、津波警報などや避難勧告・指示等が出されない場合でも、大きな地震の揺れを感じたときは、避難行動をとる心構えが重要です。

避難対象区域は次の2つの区域とします。(巻末の別紙1-1~6「避難対象区域図」参照)

- ① 神奈川県が想定した慶長型地震の津波による浸水予測区域
- ② 河川遡上による影響を詳細に把握するため、本市が実施した検証において、浸水の可能性があるとした区域

※対象の町丁については、別紙2「避難対象区域が含まれる町丁一覧」を参照してください。

- ◆ 津波の浸水予測はあくまでシミュレーションの結果であり、実際の津波発生時には、浸水予測よりも広い範囲が浸水する場合があります。そのため、浸水予測区域周辺の地域についても、自主的な避難に努めてください。また、これらの地域については、避難勧告・指示を発令する場合もあります。
特に、海岸や河口付近などの低地にいる場合は、浸水などに十分注意し、危険を感じた場合は速やかに避難をしましょう。
- ◆ 河川については、浸水が予測されていなくても、河川敷や沿岸・河川沿いの親水拠点(※)などにいる場合は、念のため離れてください。
- ◆ 今回想定した津波高4mを超える津波が予測された場合（予想される津波の高さ：6m、8m、10m以上）は、予想される津波高さに応じた避難対象区域の拡大や安全が確保できる避難場所の高さなどを市からお知らせします。

※ 親水拠点：河川の護岸・高水敷に親水施設（広場、通路、階段など）を設置し、水辺に親しまれるよう広場状に整備した箇所

地震による大きな揺れを感じたり、津波警報などの情報を得たときは、直ちに避難することを判断し、①海拔5m以上の高台又は②鉄筋コンクリート若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の頑丈な建物の3階以上を目安に避難してください。

- ◆ 地震による大きな揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合などは、テレビやラジオなどで直ちに情報を入手しましょう。

津波が発生する地震の場合、地表が揺れているときには、すでに津波が発生し、沿岸へ向かって進んでいます。地震発生から津波が到達するまでの時間は、震源や地域によって様々ですが、数分で到達する場合もあります。

- ◆ 津波発生の恐れがある場合、いち早く海岸や河口から離れることが基本ですが、特に津波到達までの時間が不明な場合や短いと予想される場合は、「遠いところ」ではなく、「高いところ」へ避難することを心がけてください。

海拔5m以上の高台（海拔5m以上の地域については、別紙1－1～6「避難対象区域図」参照）

または



鉄筋コンクリート造等、かつ、地震の揺れによる被害のない建物で、3階以上（または床上面が地盤から5m以上）



※次の要件を満たす建物の所有者や管理者の皆様は、できる限り避難者を受け入れていただくようお願いします。

- 【要件】① 鉄筋コンクリート(RC)造又は鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造
② 3階建以上 ③ 新耐震基準(昭和56年6月以降に建築確認)又は耐震補強済み

- ◆ また、できるだけ次のことを心がけてください。
 - ① さらに高いところへ避難できるような場所（例：さらに高い場所へ避難できるような連続した地形や4階、5階…と、上層階へ避難できる高い建物）に避難する。
 - ② 建物に避難する場合は、津波による船舶などの漂流物を考慮して、海に面する建物を1列目とすると、1列目よりも2列目、3列目の建物に避難する。
 - ③ 地下街や地下室などは、浸水するおそれが高いため、津波警報等が発表された場合は、速やかに近くのビルの上階や高台などの安全なところへ避難してください。

- ④ 避難するときは、周囲に声をかける、手を引いて逃げるなど、その場の状況でできる「助け合い」をしましょう。
- ⑤ 車での避難については、避難する車で渋滞が発生し、立ち往生した車が津波に襲われることがあり、また、狭い通路で車が立ち往生した場合は、徒歩で避難している人の妨げになる可能性もあります。
一方で、高齢者や身体が不自由な方など、車での避難が必要な方もいます。
このような方々がいち早く避難するためにも、**車を使わず避難できる方は車を使用しない**よう御協力をお願いします。

コラム① 「正常性バイアス」について

「正常性バイアス」とは、心理学の言葉で、多少の非常事態が起こってもそれを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保ち、不快を取り除こうとする働きのことで、
すが、「本当に危険なのか？」と思い、災害時の避難行動を遅らせる大きな要因である
と考えられています。

実際に、東日本大震災においても、「まさか、津波は来ない（大丈夫）だろう。」と思
い、避難を躊躇したという方もいた、と言われています。

誰しも持っている、この心の動きを、日頃から認識し、津波警報などが出た場合は、
迷わず直ちに避難行動を開始するという心構えを持っておきましょう。

III 津波への備え

1

自宅や職場などで自らできる津波避難対策

家族や職場の同僚など普段身近にいる人は、いざというとき頼りになります。また、自宅などにおける避難の妨げとなる箇所を点検しておくことや、避難場所などをあらかじめ決めておけば、それが安全に避難でき、大切な家族を守ることにもつながります。そのため定期的に家庭や職場で地震や津波の対策について、次に挙げるテーマなどを参考に話し合うことが重要です。

(1) 普段自分がいる場所の高さの確認

- ◆ 津波から避難するためには、今自分がいる場所がどのくらいの高さであるかを知っておくことが重要です。そのため、沿岸地域を中心に設置している「海拔標示」や、このガイドラインの巻末に掲載している「避難対象区域図」、市のホームページに掲載している「わいわい防災マップ」などにより、自らの生活圏や普段よく訪れる場所などの高さを確認しておいてください。

(2) 避難場所の把握

- ◆ 自宅や職場など、自分の生活圏にある避難に適した高台や頑丈な建物の位置を把握しておくことが重要です。また、地震による建物の倒壊や地すべりなどによる通行不能の場合も考慮し、できるだけ複数確認しておけば、より安心です。
- ◆ 沿岸部などに、周辺の浸水予測区域や津波避難施設、標高5メートル以上の場所などを表示した「津波避難情報板」を設置しています。詳しい設置場所等については、市ホームページをご覧ください。



URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/jyouhouban.html>

(3) 避難に必要な時間の確認

避難場所を確認後、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、あらかじめ調べておくことで、突然の地震発生でも避難を開始しなければならない時間がわかり、冷静な判断が可能になります。また、不測の事態が発生することを考慮し、少し余裕を持った時間を考えておくことも必要です。

(4) 避難経路の確認

避難経路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路はあるか、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっていても避難できるかなどを確認しておきます。また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などをできるだけ避ける配意も必要です。

(5) 「より早く」スムーズな避難の準備

いつ発生するかわからない津波から、迅速に避難するためには、日頃からの準備が重要です。実際に、東日本大震災において、一度避難したが、荷物などを取りに自宅へ戻り、被災した事例もありました。

このような事態を避けるため、ご家庭では、非常持出袋を取り出しやすい場所に置いておく、職場であれば、ラジオなどで情報を得る人や非常持出品を搬出する人などのそれぞれの役割を決めておくなどの準備をしておくことが、素早い避難のため有効です。



(6) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

出入口などの近くに大きな家具がある場合、家具が転倒し逃げられなくなることがあります。そのため、家具の配置の見直しや転倒防止器具の設置なども行っておきましょう。

(7) 安否確認方法

津波が治まった後の集合場所を決めておくことや電話会社が提供する「災害用伝言サービス」を利用するなどのルールについて話し合っておきます。

コラム② 津波てんでんこ

「津波てんでんこ」とは、東北地方の言葉で、「てんではばらばらに家族のことさえ気にせず一人で逃げる。」という意味ですが、実際には家族や仲間のことが気になり、なかなか「てんではばらばら」には逃げられないこともあります。

「いざという時は、それぞれで絶対に逃げる。」と、お互いに信頼し、避難に専念するためにも、普段から家族や職場内で避難場所や経路などを、しっかりと確認しておくことは大変重要です。

実際に津波が発生した場合に、安全に避難するためには、知識だけではなく、**実践的な訓練も重要です。**津波からの避難の課題は何なのかを知るため、また、いつ何時津波が発生しても、すばやく安全に避難できるよう、地域や職場などで津波避難訓練を実施しましょう。

(1) 図上訓練

地域や職場の人たちと、付近の地図などを見ながら、5m以上の高台や頑丈で3階建て以上の高い建物の場所を確認し、「避難に適切な経路」、「避難時の注意事項」などについて、みんなで意見を出し合います。

(2) まち歩き（タウンウォッチング）

「図上訓練」で話し合った避難経路や避難場所が本当に安全かどうか、街なかの海抜標示などをチェックしながら、実際に歩いて確認します。その際、地震発生後の街を想像しながら歩くことで、課題や注意すべきことが明らかになります。



(3) 夜間の避難訓練等

地震や津波は夜間に発生する可能性もあります。これに備えて、夜間の避難訓練の実施や懐中電灯などの非常持ち出し品の点検をしておくことも有効です。

コラム③ 釜石の取組

岩手県釜石市において、地震が発生したら率先して逃げるという教育が徹底されていたため、小中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えたという事例がありました。その要因は、普段の防災教育はもとより、下校時に地域を巻き込んだ避難訓練などを行ったことで、地域全体に津波が発生するおそれがある場合は、「必ず逃げる」という意識が根付いていたためです。

一人でも多くの命を救うため、家庭内での防災教育や地域の防災訓練などの場で、まずは自らが逃げる、そして逃げるときは周囲に避難を呼びかけるということを確認しておきましょう。

1

横浜市の津波避難対策

横浜市では、東日本大震災以降、以下の取組を進めています。

(津波避難対策について <http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/>)

(1) 津波避難施設の指定

横浜市では、避難者の受け入れについて御協力いただける民間施設や市立学校、市営住宅等の公共施設を津波避難施設として指定しています。

(詳細は、下記ホームページ、又は、消防局危機管理室、各区役所(ガイドライン裏表紙参照)までお問い合わせください。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/keikaku/tsunami/sisetsuichiran.pdf>

※津波避難施設として、避難者を受け入れていただけるオフィスビルや商業施設、共同住宅などの協力施設を求めていいます。

協力についてご検討いただける場合は、消防局危機管理室、若しくは、浸水が予測されている地域がある区役所総務課まで御連絡をお願いいたします。

(2) 海抜標示の設置

市民の皆様や観光客の皆様が、現在いる場所や自分の生活圏における海拔を認識し、万一の津波に備え、「より早く、より高い場所への避難」をしていただくため、海拔標示を設置しています。

(3) 津波避難情報板の設置

今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すために、浸水予測区域のうち多くの方が訪れる場所に設置しています。

《主な掲載内容》

- ・周辺地図
- ・浸水深（神奈川県が想定した慶長型地震の津波によるものです。）
- ・海拔（避難の目安となる海拔5m以上の区域がわかるように表示）
- ・避難の方向
- ・津波避難施設

(4) 情報伝達手段の確保

携帯電話に配信される「緊急速報メール」を導入しており、また、沿岸付近の方々に津波に関する情報を屋外スピーカーなどで一斉にお伝えする「津波警報伝達システム」の整備などを進めています。

本ガイドラインで用いる用語の解説については、次のとおりです。

(1) マグニチュード (M)

地震が発するエネルギーの大きさを表した指標値です。マグニチュードが 0.2 大きくなると、地震のエネルギーは 2 倍になります。

(2) 神奈川県津波浸水予測図

このガイドラインで使用している津波浸水予測図は、平成 23 年度に神奈川県が作成したもので、対象とする地震による津波が陸上に遡上した場合を予測し、浸水する陸域の範囲、浸水深さ等を示した図です。

(3) さくぼうへいきんまんちょう い 朔望平均満潮位

大潮時の各月の最高の満潮位を平均した潮位のこと、横浜港では東京湾の平均的な海面高さ（東京湾平均海面）に約 0.9m を加えた潮位となります。

(4) 東京湾平均海面 (T. P.)

東京湾の平均的な海面高さのこと、全国の標高の基準（標高 0.0m=T. P.）です。

なお、横浜港の計画護岸高は東京湾平均海面 (T. P.) から 2.7m とされており、^{さくぼう}
^{へいきんまんちょう い}朔望平均満潮位 (T. P. + 0.9m) を加えた場合に、海面より 1.8m の余裕を有しています。

(5) 災害対策基本法

防災の計画・実施の体制に関し、国・地方公共団体の責務を定めた法律です。1959 年（昭和 34 年）の伊勢湾台風の大きな被害を契機として、1961 年に制定されました。

(6) 津波警報・注意報

津波による被害を軽減するため、気象庁は津波が発生する可能性がある場合に、地震発生から約 3 分を目標に、津波予報区ごとの「津波警報・注意報」を発表します。

※津波予報区

全国の沿岸を 66 区に細分化した津波に関する予報の発表単位です。横浜市沿岸は、「東京湾内湾」として発表されます。

《津波警報、注意報の種類》

種類	解説		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで 3 m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3 m、4 m、6 m、8 m、10 m 以上
	津波	高いところで 2 m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1 m、2 m
津波注意報		高いところで 0.5 m の津波が予想されますので、注意してください。	0.5 m

気象庁は、津波警報等を発表した場合、直ちに報道機関や市町村、警察などの防災関係機関へ伝達し、テレビ・ラジオなどを通じて市民の皆様に情報を発信します。

(7) 津波警報伝達システム

気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難勧告・指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所などに整備を目指しています。

(8) 防災情報Eメール

本市から、地震震度情報（緊急地震速報ではありません。）、気象警報・注意報等をはじめとする防災情報を携帯電話、PC端末等にEメールで配信するサービスです。上記「緊急速報メール」が届かない携帯電話であっても、このサービスを活用することにより、「津波警報」、「避難勧告・指示」、「横浜市からの緊急なお知らせ」などの防災情報（任意に選択可能）をより早く入手することができます。

なお、本サービスは誰でも登録が可能で、登録方法は次の2通りです。

- 空メールを送る方法

「entry-yokohama@bousai-mail.jp」へ空メールを送信してください。案内メールが届きます。

<注意！>登録時の案内メールが届かない場合の対処方法

お使いの携帯端末等で、「迷惑メール受信拒否」等の設定がされており、本システム「yokohama@bousai-mail.jp」からのメールが受信拒否されている場合があります。各携帯端末等の仕様に従い、設定変更をお願いします。

- ウェブからアクセスする方法

右の二次元コードを読み取り、横浜市防災情報サイトに

アクセスし、手順に従って登録してください。



(9) 緊急速報メール

配信エリア内にあるNTTドコモ、au、SoftBankの携帯電話（緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る。）に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前のメールアドレスの登録などの手続きを不要とし、緊急を要する防災情報をより多くの市民の皆様に迅速に提供することを目的として実施しています。

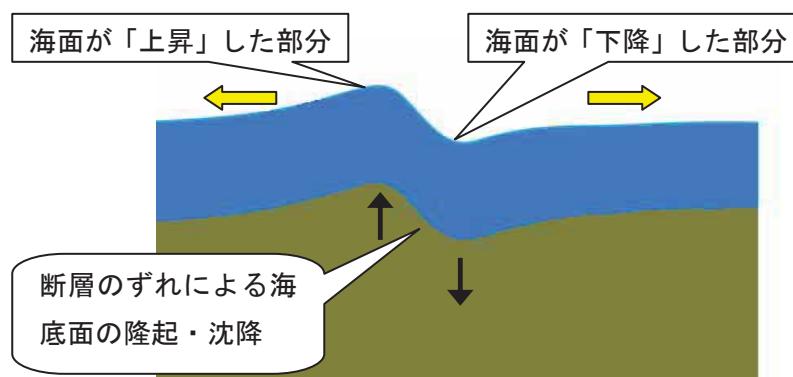
(1) 第1波が最大の津波？

津波は繰り返し押し寄せます。仮に津波の高さが低くなってきたからと安心することは大変危険です。津波は地形などの影響で反射や屈折などにより進行方向を変えたり、また、水深などにより津波の速さが変わるなどします。それらの津波が重なってしまった場合は增幅され、最大の津波となって到達する可能性もあるため、第1波が最大であるとは限りません。

なお、東日本大震災時の横浜港では、第1波が到達してから、1時間28分後に最大波が到達しています。

(2) 津波はいつも引き波から始まる？

地震による津波は海底面の隆起・沈降により海面が上下変動し発生します。海面の上昇した部分が先に沿岸に到達した場合は「押し波」から津波が始まり、下降した部分が先に沿岸に到達した場合は「引き波」から始まります。どちらから始まるかは津波が発生した場所の状況により決まりますので、必ずしも「引き波」から始まるとは限りません。



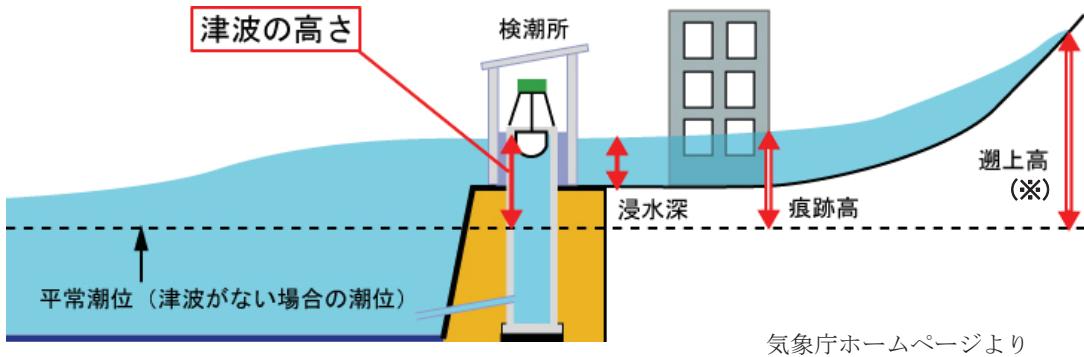
(3) 「津波は繰り返し来る」とあるが、どのくらいの時間繰り返すのか。

地震の規模や震源にもよりますが、波のどこまでが地震による津波なのかの判断が難しいため、正確な時間はわかりませんが、数時間に及ぶ場合もあります。特に東京湾内は、津波が反射するなどにより、長時間継続しやすい地形特性があります。

(4) 津波の高さ〇mと予想される場合、どこの地点の高さ？

気象庁が発表する「予想される津波の高さ」は、海岸線での値であり、津波予報区における平均的な値です。そのため、場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せることがあります。また、現在の津波予測技術では、「予想される津波の高さ」の予想精度は、 $1/2 \sim 2$ 倍程度と言われています。

なお、「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。



気象庁ホームページより

※遡上高

海岸から内陸へ津波がかけ上がる高さ（標高）のこと。「予想される津波の高さ」と同程度から、高い場合には4倍程度までになることがあります。

(5) 海岸の形や入り組んでいるところなどでは、津波の高さは変わる？

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化します。さらに、津波が陸地を駆け上がる（遡上する）こともあります。岬の先端やV字型の湾の奥など、特殊な地形の場所では、波が集中するので、特に注意が必要です。津波は反射を繰り返すことで何回も押し寄せたり、複数の波が重なって著しく高い波となることもあります。このため、最初の波が一番大きいとは限らず、後で来襲する津波のほうが高くなることもあります。（気象庁ホームページより）

(6) 「高いビル」と「高台」が両方ある場合、どちらに逃げれば良い？

できるだけ標高が高い場所で、さらに高いところに逃げることができる高台などが良いとされていますが、時間がない場合は、最も早く避難できるほうに逃げてください。

(7) 地下街や地下室などにいる場合は、どのように避難すればいいですか。

地下街などで、地震の揺れを感じた場合、まずは、上にあがり津波に関する情報を収集してください。その際、津波警報や津波による避難勧告などの情報を得た場合は、近くのビルの上階に避難するなど、適切な対応をとりましょう。

(8) 私の家は海拔「2.8メートル」と聞いていたが、家の前の街路灯に貼ってある海拔標示では、「2.5メートル」と書かれているのはなぜ？

市が設置した海拔標示は、0.5メートル単位で標示していますが、できるだけ高い場所への避難の目安として、安全サイドに立った表示となるよう、端数を切り捨てています。

例：2.8メートル→2.5メートル、 4.4メートル→4.0メートル

(9) 私の自宅は海拔何メートルなの？

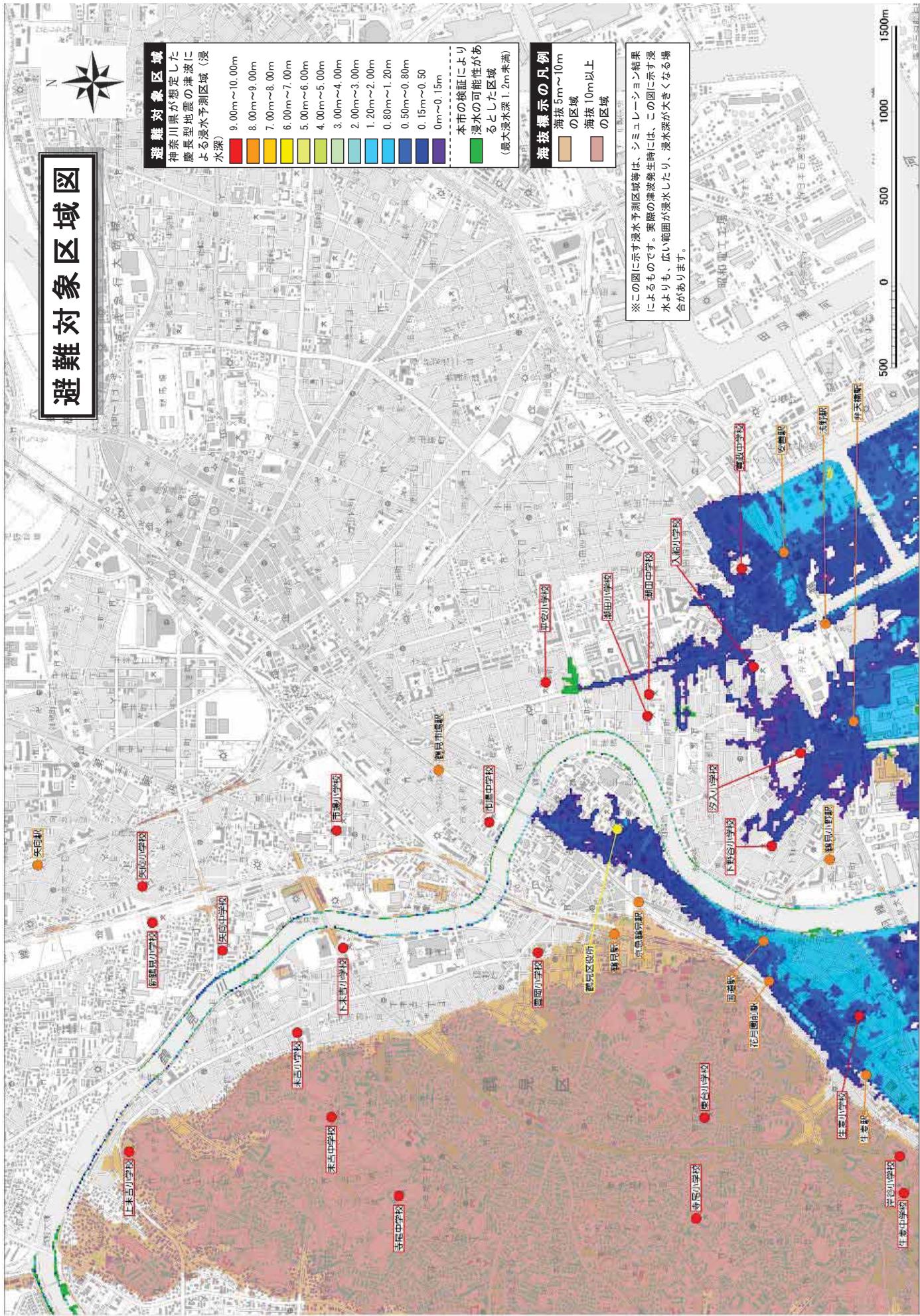
横浜市内の大まかな海拔は、横浜市のホームページ「行政地図情報システム－わいわい防災マップ」から以下の手順で確認できます。インターネット等を見る事ができない方は、横浜市危機管理室、各区役所までお問い合わせください。

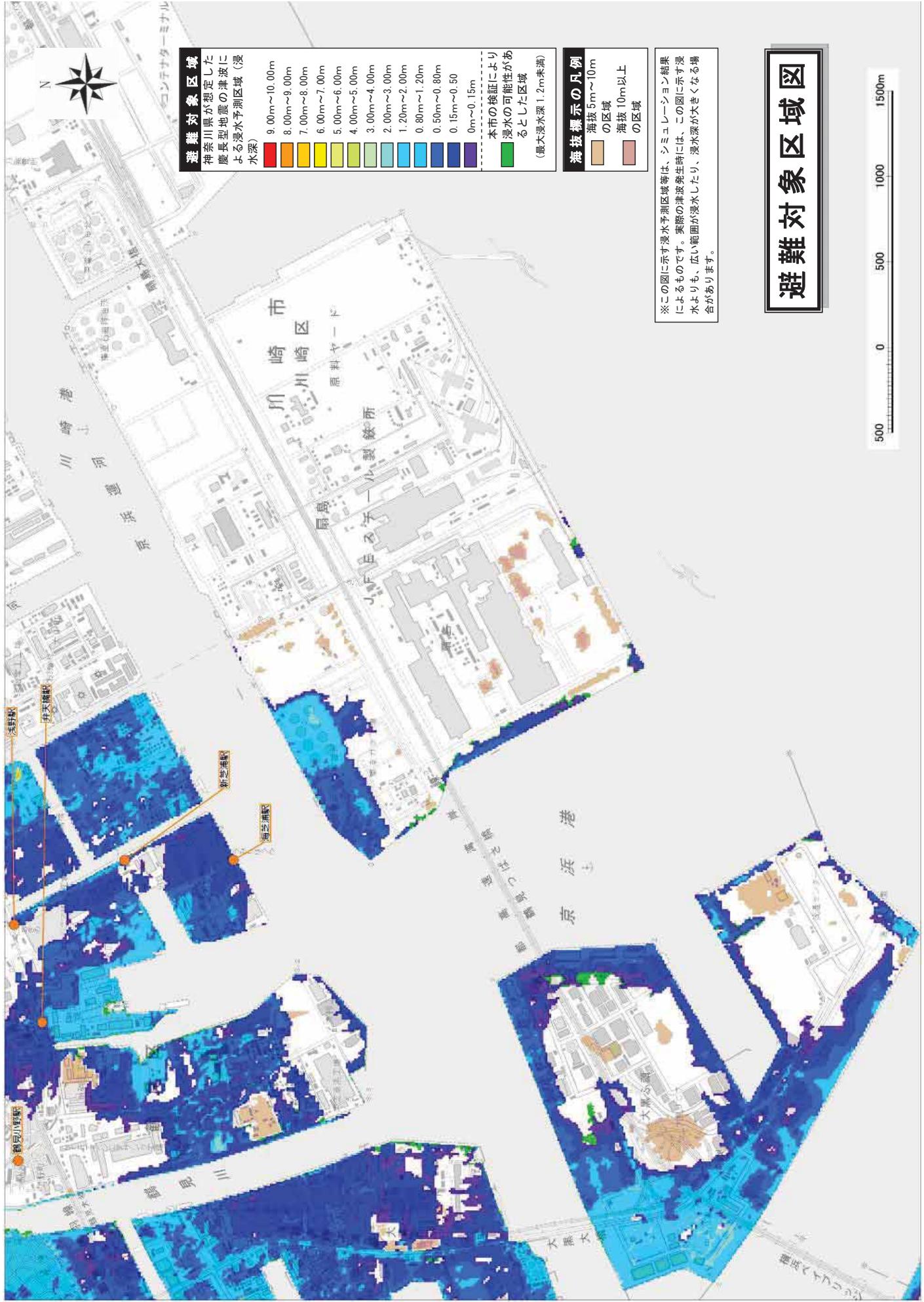
《海拔確認手順》

- ①市ホームページから「行政地図情報」で検索
- ②わいわい防災マップを選択、規約を確認し、「同意」
- ③海拔を確認したい場所を地図から探すか、住所や施設名称などを入力し「検索」
- ④縮尺を「1/2500」又は「1/1000」に指定し、地図上の数値（海拔）を確認



図域象対難避

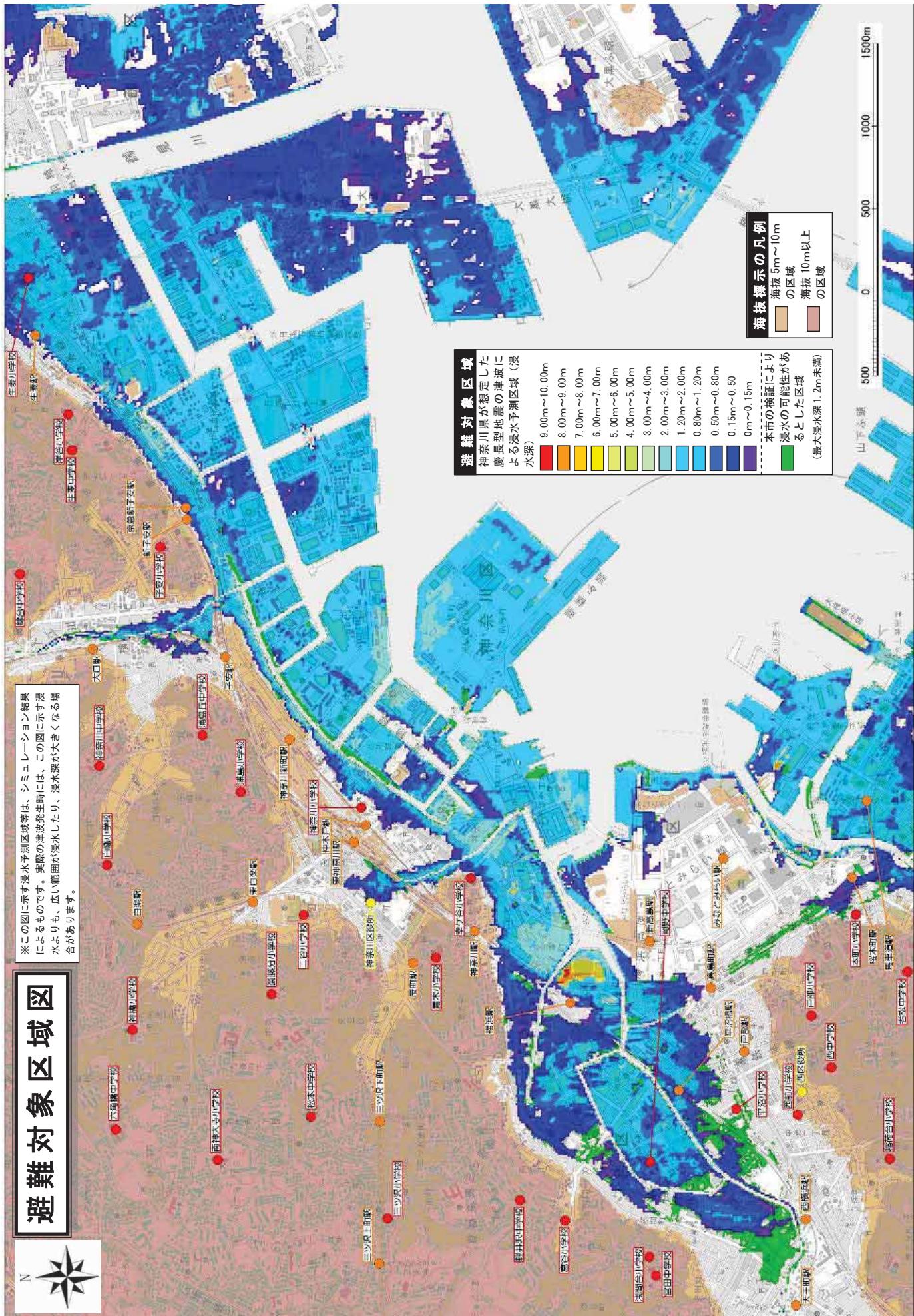


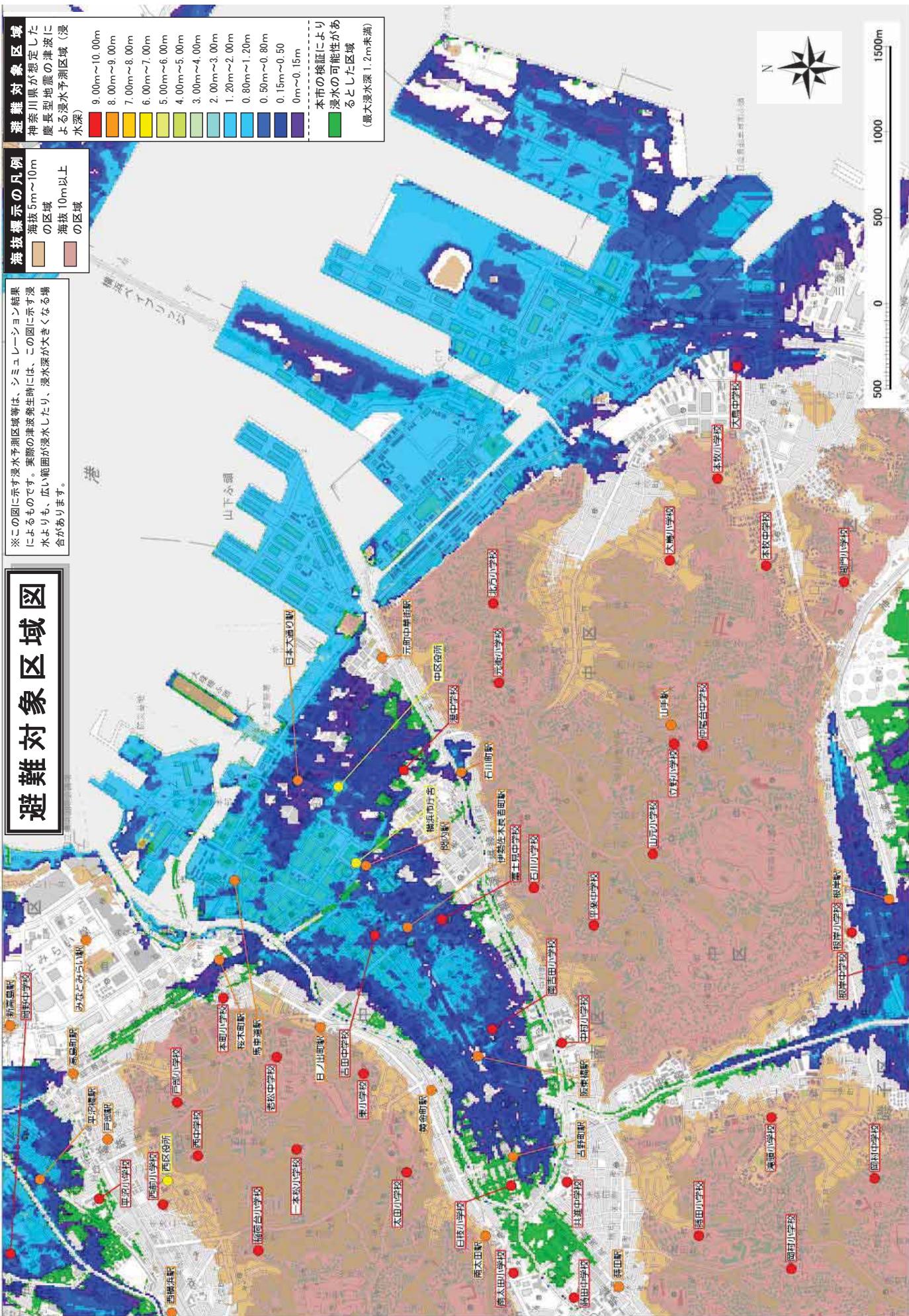


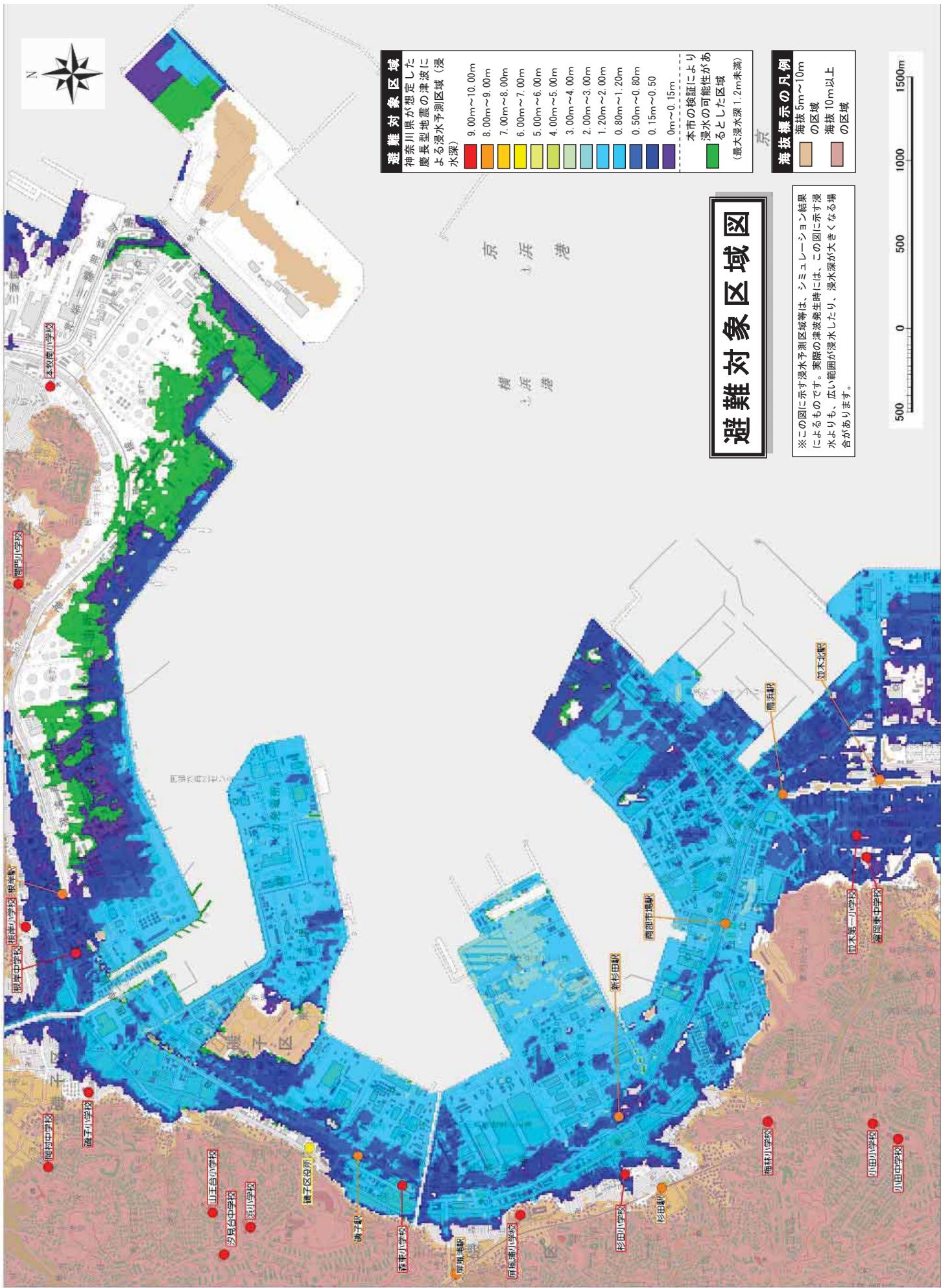
図区域象対難避



※この図に示す浸水予測区域等は、シミュレーション結果によるものです。実際の津波発生時には、この図に示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。





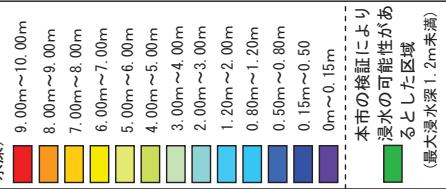


因域区域象対難避

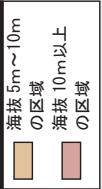


区域对象对称性

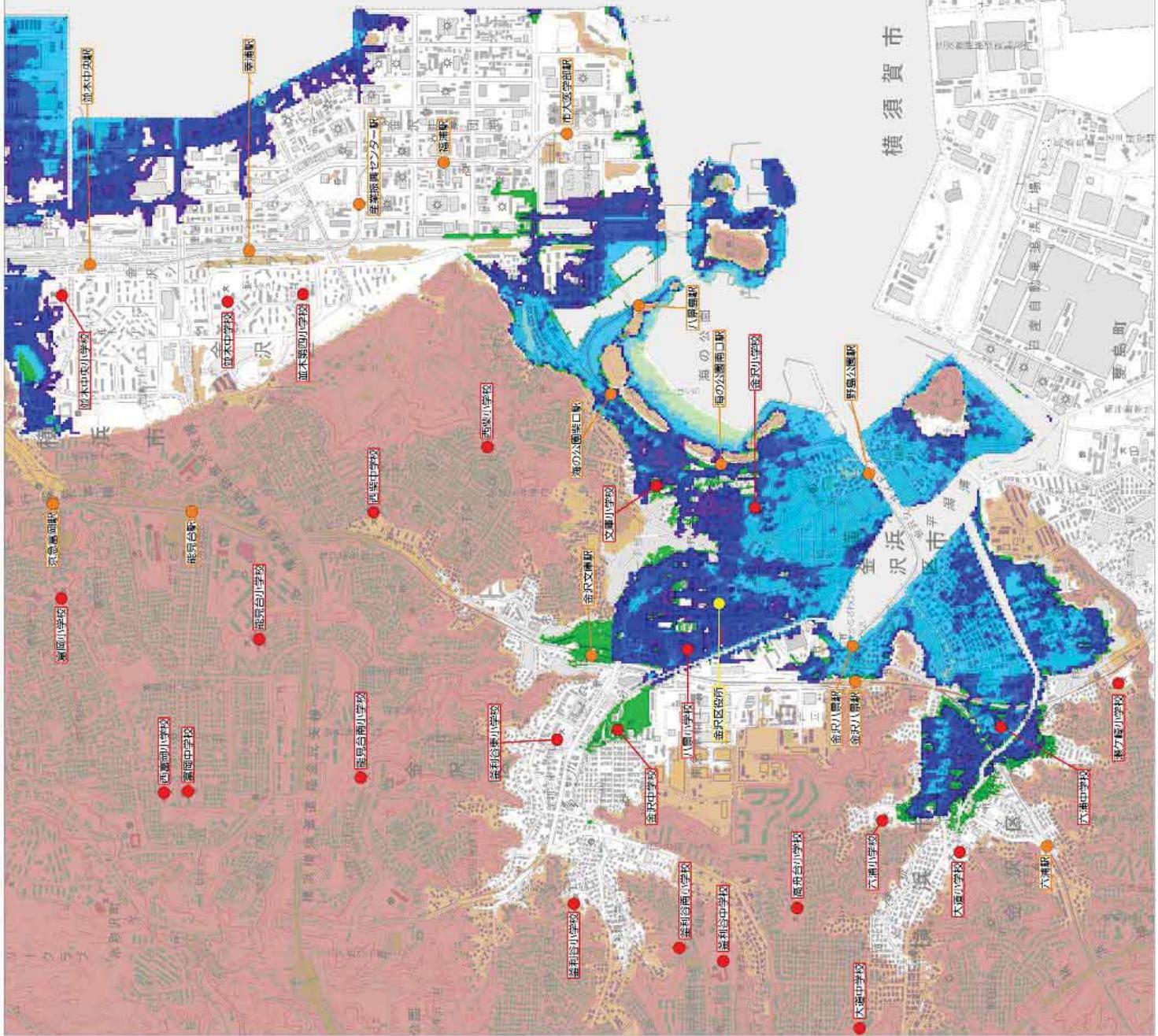
奈川県が想定した長型地震の津波による浸水予測区域（浸水深）



海抜標示の凡例



※この図に示す浸水予測区域等は、シミュレーション結果によるもので、実際の津波発生時には、この図に示す浸水よりも、広い範囲が浸水したり、浸水深が大きくなる場合があります。



避難対象区域が含まれる町丁一覧

鶴見区			
朝日町1丁目	寛政町	大黒ふ頭	生麦3丁目
朝日町2丁目	岸谷1・4丁目	大黒町	浜町1・2丁目
安善町1・2丁目	栄町通1~3丁目	大東町	平安町2丁目
潮田町3・4丁目	汐入町1~3丁目	鶴見中央2~5丁目	弁天町
扇島	下野谷町2~4丁目	仲通1~3丁目	本町通2~4丁目
小野町	末広町1・2丁目	生麦1・2・4・5丁目	向井町3・4丁目
神奈川区			
青木町	神之木町	台町	東神奈川1丁目
出田町	金港町	宝町	東神奈川2丁目
入江1・2丁目	幸ヶ谷	反町1丁目	広台太田町
浦島町	子安台1丁目	千若町1~3丁目	二ツ谷町
恵比須町	子安通1~3丁目	鶴屋町1~3丁目	星野町
大口通	栄町	七島町	瑞穂町
大野町	新浦島町1・2丁目	西神奈川1丁目	守屋町1~4丁目
神奈川1・2丁目	新町	西寺尾2丁目	山内町
神奈川本町	鈴繁町	橋本町1~3丁目	
西区			
岡野1・2丁目	高島1・2丁目	浜松町	南幸1・2丁目
北幸1・2丁目	中央1・2丁目	平沼1・2丁目	南浅間町
楠町	戸部本町	みなとみらい1・2・6 丁目	
桜木町4~6丁目	西平沼町	花咲町4~6丁目	みなとみらい5丁目
中区			
相生町1~6丁目	桜木町1~3丁目	日ノ出町1・2丁目	港町1~6丁目
曙町1~5丁目	新港1・2丁目	福富町仲通	南仲通1~5丁目
石川町1~5丁目	新山下1~3丁目	福富町西通	南本牧
伊勢佐木町1~7丁目	末広町1~3丁目	福富町東通	宮川町1・2丁目
内田町	末吉町1~4丁目	富士見町	三吉町
扇町1~3丁目	住吉町1~6丁目	不老町1~3丁目	元浜町1丁目
太田町1~6丁目	千歳町	蓬莱町1~3丁目	元浜町2・3丁目
翁町1・2丁目	千鳥町	弁天通1~6丁目	元浜町4丁目
尾上町1~6丁目	長者町1~9丁目	本町1~6丁目	元町3~5丁目
海岸通1~5丁目	豊浦町	本牧三之谷	山下町
かもめ町	常盤町1~6丁目	本牧十二天	山田町
北方町2丁目	錦町	本牧町2丁目	山吹町
北仲通1~4丁目	日本大通	本牧原	弥生町1~5丁目
北仲通5・6丁目	根岸町1~3丁目	本牧ふ頭	横浜公園
黄金町1・2丁目	野毛町1・2丁目	本牧宮原	吉田町
寿町1丁目	羽衣町1~3丁目	本牧元町	吉浜町
小港町1丁目	花咲町1~3丁目	真砂町1~4丁目	若葉町1~3丁目
小港町2・3丁目	万代町1~3丁目	松影町2~4丁目	

南 区			
井土ヶ谷下町	宿町1・2丁目	東蒔田町	南吉田町1~5丁目
浦舟町1~5丁目	新川町1~5丁目	二葉町1~4丁目	宮元町1・2丁目
永楽町1・2丁目	高砂町1~3丁目	堀ノ内町1丁目	睦町1・2丁目
共進町1・2丁目	高根町1~4丁目	前里町3・4丁目	吉野町1~5丁目
山王町1~5丁目	中村町1~5丁目	真金町1・2丁目	
白金町1・2丁目	花之木町1・2丁目	万世町1・2丁目	
白妙町1~5丁目	日枝町1~5丁目	南太田1・2丁目	
保 土 ケ 谷 区			
岩間町1丁目	天王町1・2丁目	西久保町	
磯 子 区			
磯子1丁目	新磯子町	滝頭3丁目	東町
磯子2・3・6・7丁目	新杉田町	中浜町	久木町
鳳町	新中原町	中原1・2丁目	丸山1・2丁目
上町	新森町	西町	森1~3丁目
坂下町	杉田1・4丁目	馬場町	
下町	杉田5丁目	原町	
金 沢 区			
海の公園	柴町	富岡東2丁目	町屋町
大川	昭和町	鳥浜町	六浦1丁目
乙舳町	白帆	並木1・2丁目	六浦2~5丁目
金沢町	洲崎町	野島町	六浦東1・2丁目
釜利谷東1・2・6丁目	瀬戸	八景島	六浦南1丁目
幸浦1丁目	大道1・2丁目	平潟町	谷津町
幸浦2丁目	泥亀1・2丁目	福浦1・2丁目	柳町
寺前1・2丁目	富岡東1・4・6丁目	福浦3丁目	

※上記のうち、下線が引かれている町丁名は、本ガイドライン（第1版）でモデルとした元禄型関東地震から慶長型地震にモデルを変更したことにより、津波の浸水予測区域が拡大され、その一部を避難対象区域とした町丁名です。

※上記のうち、次の町丁名については、本市の検証結果、その一部を避難対象区域とした町丁名です。

鶴見区	栄町通3丁目
神奈川区	西寺尾2丁目
西区	中央1・2丁目、戸部本町、桜木町4~6丁目、花咲町4~6丁目、浜松町
中区	内田町、花咲町2丁目、長者町1丁目、黄金町2丁目、元町3丁目、本牧三之谷
南区	井土ヶ谷下町、共進町1・2丁目、山王町4・5丁目、宿町1・2丁目、花之木町1・2丁目、日枝町4・5丁目、堀ノ内町1丁目、前里町3・4丁目、南吉田町4・5丁目、宮元町1・2丁目、睦町2丁目
保土ヶ谷区	岩間町1丁目、天王町1丁目、西久保町
磯子区	丸山1丁目
金沢区	釜利谷東1・6丁目、大道1・2丁目

【参考：本市の検証について】

津波による河川遡上や河川周辺などの浸水の影響を詳細に分析し、避難対策を検討するため、神奈川県が想定した浸水予測を基に、より詳細な地形データなどを用いて検証を行ったものです。

《「津波からの避難に関するガイドライン」の改訂履歴》

初版 平成 23 年 8 月 新規
2 版 平成 24 年 4 月 改訂



お問い合わせ

横浜市消防局 危機管理室 危機対処計画課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

045 - 671 - 4096、4141 FAX 045 - 641 - 1677

E メール sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

鶴見区役所総務課 045-510-1656

神奈川区役所総務課 045-411-7004

西区役所総務課 045-320-8310

中区役所総務課 045-224-8112

南区役所総務課

045-743-8108

保土ヶ谷区役所総務課 045-334-6226

磯子区役所総務課 045-750-2312

金沢区役所総務課 045-788-7706